

労働者協同組合法施行令案について（概要）

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

1 制定の趣旨

労働者協同組合法（令和2年法律第78号）の施行に伴い、

- 組合が行うことが適当でない事業
- 組合員等以外の者からの監事の選任を要する組合の範囲
- 役員の職務及び権限について準用する会社法の規定の読替え
- 理事会等の招集について準用する会社法の規定の読替え
- 役員に対する損害賠償責任について準用する会社法の規定の読替え
- 監査会設置組合以外の組合の役員に対する訴えについて準用する会社法の規定の読替え
- 書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等
- 監査会の職務及び権限について準用する会社法の規定の読替え
- 監査会設置組合の役員に対する訴えについて準用する会社法の規定の読替え等
- 監査会設置組合と理事との間の訴えについて準用する会社法の規定の読替え
- 組合の解散及び清算等について準用する会社法の規定の読替え
- 出資の割当てを受けることができない者

について定めるとともに、その他所要の規定の整備を行うもの。

2 政令案の概要

- (1) 組合が行うことが適当でない事業
労働者協同組合法（以下「法」という。）第7条第2項に規定する政令で定める事業は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に掲げる労働者派遣事業とする。
- (2) 組合員等以外の者からの監事の選任を要する組合の範囲
法第32条第5項の政令で定める基準は、事業年度の開始の時ににおける組合員の総数が1,000人であることとする。
- (3) 役員の職務及び権限について準用する会社法の規定の読替え
法第38条第3項の規定により組合の役員の職務及び権限について会社法（平成17年法律第86号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについて定める。（※役員の報告義務等）
- (4) 理事会等の招集について準用する会社法の規定の読替え
法第40条第6項（法第94条第2項において準用する場合を含む。）の規定により理事会又は清算人会の招集について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについて定める。（※理事会の招集権者等）

労働者協同組合法施行令案について

- (5) 役員組合に対する損害賠償責任について準用する会社法の規定の読替え
法第45条第9項の規定により役員組合に対する損害賠償責任について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについて定める。
(※理事会の決議による免除に関する定款の定め等)
- (6) 監査会設置組合以外の組合の役員責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え
法第50条の規定により監査会設置組合以外の組合の役員責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについて定める。(※責任追及の訴えに係る訴訟費用等)
- (7) 書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等
- ① 法第53条第4項及び第7項に規定する事項を電磁的方法（法第11条第3項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - ② ①による承諾を得た提供者は、①の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けたい旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び①の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

労働者協同組合法施行令案について

- (8) 監査会の職務及び権限について準用する会社法の規定の読替え
法第54条第4項の規定により監査会の職務及び権限について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについて定める。（※理事会への報告義務等）
- (9) 監査会設置組合の役員を責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え等法第57条第1項の規定により変更して適用することとされた法第50条の規定により監査会設置組合の役員を責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替え等について定める。（※責任追求の訴えに係る訴訟費用等）
- (10) 監査会設置組合と理事との間の訴えについて準用する会社法の規定の読替え
法第57条第2項の規定により監査会設置組合と理事との間の訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについて定める。（※監査会設置組合と理事との間の訴えにおける監査会設置組合の代表）
- (11) 組合の解散及び清算等について準用する会社法の規定の読替え
法第94条第1項の規定により組合の解散及び清算について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替え等について定める。（※清算の開始原因等）

労働者協同組合法施行令案について

- (12) 出資の割当てを受けることができない者
法附則第8条第1項に規定する政令で定める者は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第18条第1項の規定により組織変更前の企業組合から脱退することとなる組合員とする。
- (13) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

労働者協同組合法の施行の日（令和4年10月1日）

第7条 組合は、第3条第1項に規定する目的を達成するため、事業を行うものとする。

2 組合は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に掲げる労働者派遣事業その他の組合がその目的に照らして行うことが適当でないものとして**政令**で定める事業を行うことができない。

（役員）

第32条

1～4 （略）

5 組合員の総数が**政令**で定める基準を超える組合は、監事のうち一人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 当該組合の組合員以外の者であること。

二 その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社（組合が総株主（総社員を含む。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。第63条第1項第4号ロにおいて同じ。）の過半数を有する会社をいう。同号において同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかったこと。

三 当該組合の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

6～12 （略）

（役員職務及び権限等）

第38条

1～2 （略）

3 会社法第357条第1項、同法第360条第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項並びに同法第361条第1項（第3号から第5号までを除く。）及び第4項の規定は理事について、同法第343条第1項及び第2項、第345条第1項から第3項まで、第381条（第1項を除く。）、第382条、第383条第1項本文、第2項及び第3項、第384条、第385条、第386条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第2項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第387条並びに第388条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第345条第1項及び第2項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第382条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第384条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第388条中「監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、**政令**で定める。

（理事会の決議）

第40条

1～5 （略）

6 会社法第366条及び第368条の規定は、理事会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、**政令**で定める。

（役員組合に対する損害賠償責任）

第45条

1～8 （略）

9 第4項の規定にかかわらず、第1項の責任については、会社法第426条（第4項から第6項までを除く。）及び第427条の規定を準用する。この場合において、同法第426条第1項中「取締役（当該責任を負う取締役を除く。）の過半数の同意（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）」とあるのは「理事会の決議」と、同条第三項中「責任を免除する旨の同意（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）」とあるのは「責任を免除する旨の理事会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、**政令**で定める。

（役員責任を追及する訴え）

第50条 会社法第7編第2章第2節（第847条第2項、第847条の2、第847条の3、第849条第2項、第3項第2号及び第3号並びに第6項から第11項まで、第849条の2第2号及び第3号、第851条並びに第853条第1項第2号及び第3号を除く。）の規定は、役員責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第847条第1項及び第4項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、**政令**で定める。

第53条

1～3 （略）

4 第1項の規定による改選の請求をする者は、前項の書面の提出に代えて、**政令**で定めるところにより、組合の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5～6 （略）

7 前項に規定する場合には、組合は、同項の書面の送付に代えて、**政令**で定めるところにより、その請求に係る役員の承諾を得て、第4項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

（監査会設置組合に関する読替え等）

第57条

1 （略）

2 会社法第353条の規定は、監査会設置組合と理事との間の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、**政令**で定める。

（会社法等の準用）

第94条 会社法第475条（第3号を除く。）、第476条、第478条第2項及び第4項、第479条第1項及び第2項（各号列記以外の部分に限る。）、第481条、第483条第4項及び第5項、第484条、第485条、第489条第4項及び第5項、第492条第1項から第3項まで、第499条から第503条まで、第507条、第868条第1項、第869条、第870条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第871条、第872条（第4号に係る部分に限る。）、第874条（第1号及び第4号に係る部分に限る。）、第875条並びに第876条の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第479条第2項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の5分の1以上の同意を得た組合員」と、同法第492条第1項及び第507条第1項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第499条第1項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、**政令**で定める。

労働者協同組合法（令和2年法律第78号）（抄）

- 2 第34条、第35条、第37条、第38条第1項及び第2項、第39条から第47条まで（第41条第4項を除く。）、第51条（第1項及び第11項を除く。）、第59条第2項から第4項まで、第60条並びに第67条並びに会社法第357条第1項、同法第360条第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項、同法第361条第1項（第3号から第5号までを除く。）及び第4項、第381条第2項、第382条、第383条第1項本文、第2項及び第3項、第384条、第385条、第386条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第2項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）並びに第508条の規定は、組合の清算人について準用する。この場合において、第51条第2項中「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第3項及び第5項から第10項までの規定中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第382条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第384条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、**政令**で定める。
- 3 会社法第7編第2章第2節（第847条第2項、第847条の2、第847条の3、第849条第2項、第3項第2号及び第3号並びに第6項から第11項まで、第849条の2第2号及び第3号、第851条並びに第853条第1項第2号及び第3号を除く。）の規定は、組合の清算人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第847条第1項及び第4項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、**政令**で定める。

附則

（企業組合の組合員への出資の割当て）

第8条 組織変更をする企業組合の組合員（前条第一項の請求をしている者その他政令で定める者を除く。以下この条において同じ。）は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後組合の出資の割当てを受けるものとする。

2 （略）